

平成20年4月25日
国土交通省防災会議

噴火警報開始に伴う国土交通本省の防災体制の改正について

これまで国土交通本省においては、火山災害時における防災体制の目安として緊急火山情報及び臨時火山情報を用いてきたところ、昨年12月1日より気象業務法の一部を改正する法律が施行され、気象庁においては新たに噴火警報等の発表を開始し、同時に従来の緊急火山情報及び臨時火山情報を廃止することとなった。

このことに伴い、「災害時等における国土交通本省の防災体制について」（平成16年5月24日、国土交通省防災会議決定）中の火山災害時における防災体制について、下記のとおり改正する。

記

		修正(案)	現行
火山災害	注意	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が噴火警報(火口周辺)のうち「<u>入山規制又は入山危険</u>」を発表した場合 地方整備局等が注意体制をとった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が<u>臨時火山情報</u>を発表した場合 地方整備局等が注意体制をとった場合
	警戒	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が<u>噴火警報(居住地域)</u>を発表した場合 社会的影響を及ぼす火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 地方整備局等が警戒体制をとった場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が<u>緊急火山情報</u>を発表した場合 社会的影響を及ぼす火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 地方整備局等が警戒体制をとった場合
	非常	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響が大きい大規模な火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響が大きい大規模な火山災害が発生し、又はそのおそれがある場合 地方整備局等が非常体制をとり、重大な被害が発生又は発生のおそれがある場合

噴火警報と噴火警戒レベルの運用開始—火山情報の改善—

～平成19年12月1日より～

噴火警報及び噴火予報の運用

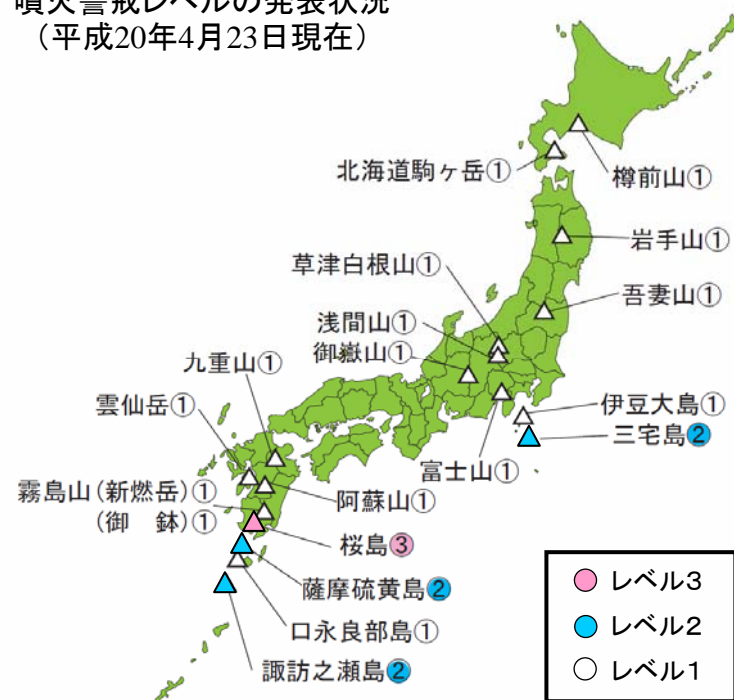
- ・技術の進展、監視・観測体制の充実による噴火予測技術の向上を踏まえ、これまでの火山情報を噴火警報及び噴火予報として発表
- ・警報化により住民等へ迅速かつ確実な伝達等を担保

噴火警戒レベルの導入

- ・火山活動の状況について、とるべき防災対応に応じて区分
- ・「避難」、「避難準備」、「入山規制」等の防災行動を示すキーワードを付して発表

全国108の活火山全てに対して 噴火警報及び噴火予報を実施

噴火警戒レベルの発表状況
(平成20年4月23日現在)



噴火警戒レベル(18の火山で導入)

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
噴火 警報	居住地 及びそれ より火口 側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。
火口 周辺 警報	火口から居住地 域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	火口 周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火 予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル導入火山(H20年4月現在、18山)

樽前山、北海道駒ヶ岳、岩手山、吾妻山、草津白根山、浅間山、御嶽山、富士山、伊豆大島、三宅島、九重山、雲仙岳、阿蘇山、霧島山(新燃岳、御鉢)、桜島、薩摩硫黄島、口永良部島、諏訪之瀬島

※このほか、防災対策を必要とする火山について、地元の地方公共団体等との調整を進め、順次導入していく予定。

気象庁発表の従来の火山情報と噴火警報との対応表

・噴火警戒レベル導入火山

火山情報	火山活動度レベル	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況
緊急火山情報	5 極めて大規模な噴火活動等 広域で警戒が必要	噴火警報	噴火警報(居住地域) ↓(略称) 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
	4 中～大規模噴火活動等 火口から離れた地域にも影響の可能性があり、警戒が必要		レベル4 (避難準備)		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	
臨時火山情報	3 小～中規模噴火活動等 火山活動に十分注意する必要がある		噴火警報(火口周辺) ↓(略称) 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火山観測情報	2 やや活発な火山活動 火山活動の状態を見守っていく必要がある		噴火予報	-	火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)
	1 静穏な火山活動 噴火の兆候はない			火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。
	0 長期間火山の活動の兆候がない					

具体的な防災対応が分かり易いように改善

・噴火警戒レベルを導入していない火山

火山情報	火山活動度レベル	予報及び警報の名称	対象範囲を付した警報の呼び方	対象範囲	警戒事項等(キーワード)	火山活動の状況
緊急火山情報	極めて活発 (説明1)噴火した場合、居住区に影響が及ぶ現象が発生、又は予想される場合 (説明2)火山現象による災害から人の生命及び身体を保護するため必要があると認める場合	噴火警報	噴火警報(居住地域*) ↓(略称) 噴火警報	居住地域*及びそれより火口側	居住地域*及びそれより火口側の範囲において嚴重に警戒 (居住地域嚴重警戒*)	居住地域*及びそれより火口側に重大な被害を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	臨時火山情報		活発 (説明1)噴火した場合でも居住区に影響しない程度の現象が発生、又は予想される場合 (説明2)火山現象による災害について防災上の注意を喚起するため必要があると認める場合	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域*の近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 (入山危険)	火口から居住地域*の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
火山観測情報	やや活発 火口周辺までで影響がとどまると認める場合		噴火警報(火口周辺) ↓(略称) 火口周辺警報	火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 (火口周辺危険)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
	静穏 噴火しても影響範囲が火口近傍でとどまると認める場合		噴火予報	-	火口内等	平常

*居住地域が不明確な場合は山麓と記載